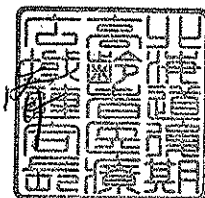


北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の  
一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年2月20日

北海道後期高齢者医療広域連合長 文場



### 北海道後期高齢者医療広域連合条例第3号

北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行う」の次に「とともに、同法第125条第1項に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）を円滑かつ効率的に実施する」を加える。

第6条中「後期高齢者医療給付」の次に「又は保健事業」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。